

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

香川県選挙管理委員会規則第1号

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する規則

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程（昭和30年香川県選挙管理委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(掲示場所の告示)</p> <p>第9条 法第52条の審査に付される裁判官の氏名<u>その他最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第19条第2項に規定する事項の</u>掲示の場所は、市町委員会においてあらかじめ定めて告示するものとする。</p> <p>(氏名等の掲示様式)</p> <p>第10条 <u>前条の</u>掲示は、第4号様式により行うものとする。</p>	<p>(掲示場所の告示)</p> <p>第9条 法第52条の<u>規定による</u>審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所は、市町委員会においてあらかじめ定めて告示するものとする。</p> <p>(氏名等の掲示様式)</p> <p>第10条 <u>最高裁判所裁判官国民審査における裁判官の氏名等の</u>掲示は、第4号様式によるものとする。</p>

第1号様式（第2条関係）
付表1

投票計算書（その1）

市開票区

区分 性別	審査 権 当 日 の 数	うち		投 票 率	投 票 総 数	うち		無 効 投 票 率	と決定したもの 仮投票として受理
		投票者数	棄権者数			有効投票数	無効投票数		
男	人 ()	人 ()	人 ()	% ()	票	票	票	%	票
女	人 ()	人 ()	人 ()	% ()					
計	人 ()	人 ()	人 ()	% ()					

備考 投票者数と投票総数とが一致しない理由

注1 投票率及び無効投票率は、小数点第3位を四捨五入して第2位まで算出すること。

2 在外投票については（ ）内に内数で記入すること。

第1号様式（第2条関係）
付表1

投票計算書（その1）

市開票区

区分 性別	審査 権 当 日 の 数	うち		投 票 率	投 票 総 数	うち		無 効 投 票 率	と決定したもの 仮投票として受理
		投票者数	棄権者数			有効投票数	無効投票数		
男	人	人	人	%	票	票	票	%	票
女									
計									

備考 投票者数と投票総数とが一致しない理由

注 投票率及び無効投票率は、小数点第3位を四捨五入して第2位まで算出すること。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。